

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

米国で SEC ルール vs DOL ルール戦争激化! NJ 州フィデューシヤリー・ルール登場!!

米国で投信のコミッションやフィーの値下げ戦争が激化しているが(*コミッションとフィーの値下げ競争は後述[参考ホームページ]①参照)、**フィデューシヤリー・デューティー/ fiduciary duty(以下、FD)を巡る戦い、SEC ルール vs DOL ルール戦争も激化している**(SEC ルールと DOL ルールについては後述[参考ホームページ]②参照)。

2018年9月26日に米下院でマサチューセッツ/MA州のリンチ/Lynch 下院議員(民主党)が「**SEC ルールはドッド・フランク法の求める厳しさが不足している。**」と強く主張した(*2018年9月12日に既に民主党上下議員35人も同様のSEC向けレター提出～後述[参考ホームページ]③参照)。SECのブラス/Blass 女史は「**コアとなる原則は同じだ。SEC ルールは個人投資家にコミッション・ベースド口座と言う選択肢を与えるものだ。コミッション・ベースド口座はDOL ルール施行後に削減されてしまった。**」と応酬した(URLは後述[参考ホームページ]③参照)。

2018年6月に無効が確定したDOLルールの精神は民主党の議員や州知事等が強く持ち続けていたが、それが今「復活」の為の行動を急激に起こしている。おそらく**9月11日に共和党のロイズマン SEC 委員が誕生、SEC ルール策定がかなりスムーズになった事で民主党が危機感を持った為**だろう(後述[参考ホームページ]③参照)。そして、**2018年9月17日に米ニュージャージー/NJ州のマーフィー知事(民主党)が、同州ブローカー/証券会社(472社)を含む全ての投資専門家に対しFDをかけるフィデューシヤリー・ルール案を2018年10月15日に公表、60日のパブコメを受け付けると発表した**のである(後述※1参照)。



米国の個人投資家への投資アドバイス及び推奨等に対する
アドバイザー/ブローカーやルール(案)について～FD別～
*FD…フィデューシヤリー・デューティー。下記はルール施行前の状態。

2018年10月1日現在

SEC
投資顧問法
フィデューシヤリー・
デューティー・
ルール

*1940年投資顧問法。

口座	アドバイザー (投資顧問業務)	ブローカレッジ (証券売買業務)
一般口座	FDあり	FDなし (適合性 /suitability)
退職口座 (※1)	FDあり	FDなし (適合性 /suitability)

SECルール

/SEC利益相反ルールもしくは
SECアドバイス・ルール
*ピアースSEC委員が
「顧客の最善の利益による行動」と言う
より「適合性プラス」と発言。(2018年4
月18日にSECが提案)。

DOLルール

/労働省フィデューシヤリー・
デューティー・ルール
*2018年3月15日に高裁が無効決定。
同年6月13日までDOLの最高裁上
訴が無かったため無効確定。

※1: 個人退職勘定/IRA や401kなど退職優遇税制口座でDOLルールがかかるのはプラン計5000万円未満。

(出所: 米DOL/労働省及び米SEC/証券取引委員会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*赤は共和党の党としてのカラー、青色は民主党の党としてのカラー。

「NJ州のブローカー幹部は新しいFDに驚き、厳しい逆風を予想する。多くの規制が増えビジネスを考え直す必要も出そうだ。あるブローカー幹部は『NJ州を去る事は無いが、私はNJ州の客には電話せず、他の州の客に電話する。』と言い、またあるブローカー幹部は『ブローカー業界はSECに主導してもらいたい。だが、今後DOLルールの準備をする。』などと言っている。専門家は『追随する州が出てNJは氷山の一角になるかもしれない。』とも言う。」(2018年9月27日付InvestmentNews～後述[参考ホームページ]④参照)と言う。

全米レベルの独立ブローカー団体であるFSI/金融サービス協会は9月25日に「州個別のフィデューシャリー・ルールは、州(証券規制当局)と連邦(SEC等)による各々の様々な規制により、投資家を混乱させ、アドバイザーを不確実にし、有害となろう。全米に適用されるSECルール案を支持する。」(後述[参考ホームページ]⑤参照)とNJ州FDルールなど州のFDルールに反対している。投信のみならず規制にも詳しい米国モーニングスター/Morningstarの政策リサーチ・アナリストであるシュピーゲル/Spiegel氏は「IRA/個人退職勘定ロールオーバー(*401kプランの高コストのIRAへの口座移し替え)に対しFDをかけるNJ州FDルールの様なDOLルールを精神/spiritを持つルールを提案する州はもっと増えると思われる。」(後述[参考ホームページ]④参照)と言っている。

「NJは氷山の一角になるかもしれない。」(先述)と言う通り、これはNJ州だけの話だけではない。今後、**ネバダ州、コネチカット州、メリーランド州、イリノイ州、ニューヨーク州**などが追随する可能性がある(後述※1参照)。SECルールがあまりに形式となった場合、これらの州が一気にフィデューシャリー・ルールの施行をしてきそうである。さらに11月6日の米議会・州知事選(中間選挙)で民主党が予想以上に勝利すれば、加速しそうでもある(選挙は後述[参考ホームページ]③参照)。**仮にSECルールが厳しくても、年金プロダクツ(*投信より高い手数料が退職口座で使われる事が多い)はかなり厳しくなりそうだ。SECの規制は証券プロダクツに制限されており、年金プロダクツは州保険監督官がルールを策定している(詳細は後述[参考ホームページ]⑦参照)。**

SECルール vs DOLルール戦争の中で手数料は?

SECルール vs DOLルール戦争の中で手数料はどうなるか? 退職口座のコミッションはDOLルール導入前後に無くすブローカーがいたが、DOLルール無効を受け、先述した通り、SECルールが個人投資家にコミッション・ベース口座と言う選択肢を与えようとしている事から復活しつつあった。メリルリンチは2016年10月からの禁止を2018年8月に転換(*年金プロダクツについてはコミッション禁止のまま)、JPモルガン・チェースは2017年3月からの禁止を2018年9月に転換した。しかし、今後はSECも民主党の批判を受けルールを修正する可能性が高い。**DOLルールで認められていたコミッションの「Tシェア」などプロダクツ間で同じ水準の報酬/level-feeを適用、金融インセンティブを無くすなどして対応する事になりそうである(詳細は後述[参考ホームページ]③参照)。**



米国の個人投資家への投資アドバイス及び推奨等を行う
アドバイザー/ブローカーやルール(案)について～手数料別・口座別～

2018年10月1日現在



※1: 個人退職勘定/IRA や401kなど退職優遇税制口座でDOLルールがかかるのはプラン計5000万^{ドル}未満。

※2: マネージドアカウント/Managed Accountはフィー・ベースド、コンサルティング、カスタムメイド(節税等)を特徴としており、ラップ口座/SMA/ Separately Managed Account、ファンド・ラップ、ミューチュアル・ファンド・アドバイザー、ETFマネージド・ポートフォリオ(ロボアドバイザー)、UMA/Unified Managed Account/総合一任勘定レップ・アズ・ポートフォリオ・マネジャー、レップ・アズ・アドバイザーなどがある。一方、退職口座で提供されるマネージド・アカウント/Managed Accountは「RMA/Retirement Managed Account」とも言われ、現年齢と退職年齢、現在の預り残高、リスク許容度などを反映するもので、ターゲット・デート・ファンド/target-date fundsが有名である。フィー・ベースド・ブローカレッジ口座は2007年5月に禁止されている。

※3: コミッション・ベースド退職口座はDOLルール導入前後に無くすブローカーがいたが、DOLルール無効を受け復活の動き。メリルリンチ/Merrill Lynchは2016年10月からの禁止を2018年8月に転換、JPモルガン・チェース/JPMorgan Chase & Coは2017年3月からの禁止を2018年9月に転換。

(出所: 米SEC/証券取引委員会及び米FINRA/米金融取引業規制機構等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*赤は共和党の党としてのカラー、青色は民主党の党としてのカラー。

ラップ口座や SMA などマネージドアカウントも他人事ではない

ブローカーが開発してこの5年で2倍強の大幅増となったマネージドアカウント/Managed Account はどうなるか？ (マネージドアカウントは後述[参考ホームページ]⑥参照)。 マネージドアカウントはアドバイザー(投資顧問業務)であり、基本的にブローカレッジ(証券売買業務)にかかる SEC ルールには関係無さそうだ。

尚、前頁の図表にあったアドバイザーの退職口座にあるマネージドアカウントはターゲットデート・ファンド/target-date fund に代表される「RMA/Retirement Managed Account」と呼ばれるものが主で、基本的にラップ口座や SMA/Separately Managed Account などとは違うマネージドアカウントである。ラップ口座や SMA などの大きなメリットは節税だが、退職口座は税制優遇口座である事が多く効果もほとんど無い。また、退職口座では投信の 12b-1 手数料(代行手数料)などが徴収しにくい。その意味でラップ口座や SMA などマネージドアカウントは、SEC ルールも DOL ルールも関係無さそうだ。しかし、これは口座で見ているからであり、主体で見ると話は変わる。



米国の個人投資家への投資アドバイス及び推奨等を行う
アドバイザー/ブローカーやルール(案)について～主体別～

2018年10月1日現在

SEC
投資顧問法
フィデューシヤリー
デューティー
ルール

*1940年投資顧問法。

SECによると、レップの61%がブローカレッジとアドバイザーの二重登録をしている会社で働いていて、10億ドル～500億ドルの預り資産では72%になる(右テーブルのレップ人数はFINRAのものでやや違う)。

アドバイザーの会社	アドバイザー(投資顧問業務) (※1)	ブローカレッジ(証券売買業務)
RIA /Registered Investment Advisor/登録投資顧問業者	RIAの IAR (※2) 約6万人	ハイブリッドRIAの IAR (※2) 約3万人
ブローカー/ 証券会社	二重登録アドバイザーの レップ(※2) 約29万人	レップ (※2) 約63万人

SECルール

/SEC利益相反ルールもしくはSECアドバイス・ルール
*ピアースSEC委員が「顧客の最善の利益による行動」と言うより「適合性プラス」と発言。(2018年4月18日にSECが提案)。

退職口座には
DOLルール

/労働省フィデューシヤリー・デューティー・ルール
*2018年3月15日に高裁が無効決定。同年6月13日までにDOLの最高裁上訴が無かったので無効確定。

※1: マネージド・アカウント(ラップ口座/SMA、ファンド・ラップ、ミューチュアル・ファンド・アドバイザー、ETFマネージド・ポートフォリオ(ロボアド)、UMA/総合一任勘定、レップ・アズ・ポートフォリオ・マネジャー、レップ・アズ・アドバイザー)を含む。

※2: IARはInvestment Advisor Representative/RIA勤務のアドバイザーの事。ハイブリッドRIAはブローカレッジにも登録しているHybrid RIA法人の事。レップはブローカー勤務のRep/Registered Representative/登録証券外務員の事。ブローカレッジもアドバイザーも行うレップを二重登録アドバイザー/dually registered advisersと言う。

アドバイザー(投資顧問業務)をするには米国金融取引業規制機構/FINRA主催の統一投資顧問法試験「シリーズ65」180分、ブローカレッジ(証券売買業務)をするにはFINRA主催の一般証券登録外務員試験「シリーズ7」360分に合格する必要がある(*投信等だけならシリーズ6で135分で良い)。さらにFINRA会員会社の内部資格が必要。例えば、メリルリンチの(退職)プラン・アドバイザー/フィデューシヤリー401(k)アドバイザーは3つの内部資格(Retirement Accredited Financial Advisor, Retirement Benefit Consultant, Defined Contribution Investment Consultant)のどれかが必要とし、研修が必要のほか、一定以上の顧客が必要。例えば、Retirement Benefit Consultantは4つ以上のDCプランで、計3000万ドルの預り資産を必要とし、その上で第三者の資格プログラム(The Retirement Advisor University and National Association of Plan Advisors)も受ける。

(出所: 米SEC/証券取引委員会及び米FINRA/米国金融取引業規制機構等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*赤は共和党の党としてのカラー、青色は民主党の党としてのカラー。

マネージドアカウントのアドバイザーを行うレップ/Rep/Registered Representative/登録証券外務の61%がブローカレッジとアドバイザーの二重登録をするブローカーに勤務しているのだ。「二重登録アドバイザー/dually registered advisers」と呼ばれるものである。これは10億ドル～500億ドルの預り資産では72%にもなる(SEC推測)。レップがフィー・ベースド一般口座でマネージドアカウントのアドバイザーを行っているだけと言う事は無く、むしろコミッション・ベースド口座もしている二重登録アドバイザーが圧倒的に多い(*二重登録アドバイザー以外はブローカレッジのみ)。レップ約63万人中、二重登録アドバイザーのレップは約29万人にのぼる(*先の数字はSEC推計でこの数字はFINRA/米国金融取引業規制機構のもの)。

一方、**レップでなくRIA/Registered Investment Advisor/登録投資顧問業者に勤務するIAR/Investment Advisor Representative(RIA勤務のアドバイザー)は約6万人しかいない事からアドバイザー全約34万人の84%が二重登録アドバイザーとなる。アドバイザーで圧倒的に多い二重登録アドバイザー、ラップ口座やSMAなどマネージドアカウントを運用しているブローカー勤務のレップが今、SECルール案の大きな問題となっている。**

SEC ルール案では「ブローカーがアドバイザー/"adviser" or "advisor"と名乗る事は、投資家に、フィデューシャリー・デューティーのある RIA と間違える可能性があるので制限する。」とあった(詳細は後述[参考ホームページ]⑦参照)。より正確には、ブローカーとしてのみ登録されている会社が"アドバイザー/"adviser" or "advisor" という肩書きの使用を制限するものであるが、二重登録アドバイザーはアドバイザー/"adviser" or "advisor"と名乗る事が許されている。つまり、圧倒的に多い二重登録アドバイザーは、アドバイスをする時はフィデューシャリーとして行動するものの、「ブローカーの帽子を着用する時」は適合性の原則プラスの人間として行動すればよいと言う切り替え/toggle が許されているのだ。ここを民主党が攻める可能性は極めて高く、SEC は対応しないと州が一気にフィデューシャリー・ルールの施行をする事となろう。

これについては 2018 年 9 月 15 日付 InvestmentNews に「SEC ルールは大きな穴を含んでいる/SEC advice rule contains a huge hole」と言う見出しで次の通り出ていたのがわかりやすいのでの一部を引用、抄訳する(下線は筆者で原文は後述[参考ホームページ]⑧参照)。

「Pinnacle Advisory Group の Kitces 氏は『SEC ルールは多くのアドバイザーに適用されない。』と言う。SEC ルールの主な力は個人投資家にアドバイザーとブローカーを区別し、各々で何を期待するかを知らしめる事だが、この混乱する部分に対応していない。金融の専門家達は同じ顧客に対し、ある時はブローカー、ある時はアドバイザーとして働いている。FSI/金融サービス協会の Bellaire 氏は『SEC ルール案は二重登録アドバイザーを認めているが、顧客の口座に関わらず自分自身をファイナンシャル・アドバイザーと呼び続ける事も認めている。これは、例えば、529 カレッジ・セービング・プラン/教育資金積立制度・大学教育資金貯蓄の顧客からコミッション、IRA/個人退職勘定の顧客からフィーを徴収するアドバイザーがいる事を意味する。これはかなり投資家を混乱させよう。』と言う。法律事務所 Drinker Biddle & Reath の Fred Reish 氏は『アドバイザーとしてふるまう者は結果的にブローカーとして行動したとしても全てフィデューシャリーとして行動する事が最善のアプローチ。現状、二重登録アドバイザーは SEC ルール案の免除となっているが、これは SEC の紛れも無い誤りである。』と言う。クレイトン委員長もこの批判は聞いており、建設的な関与に感謝していると言う。」

以上が、前週 9 月 25 日付日本版 ISA の道 その 238 で「SEC ルール案の『ブローカーがアドバイザー/"adviser" or "advisor"と名乗る事は投資家に、フィデューシャリー・デューティーのある RIA と間違える可能性があるので制限する。』については、二重登録アドバイザー/dually registered advisers の免除に対して予想以上の問題指摘が多いので、次号以降で取り上げる事とする。」の回答となる(URL は後述[参考ホームページ]③参照)である。

ちなみに、マネージドアカウントについては、SEC ルールについては「SEC のクレイトン委員長が無くそうとしている営業コンテストより、SEC は顧客を他の自社プロダクト・サービスに誘導するマネージド・アカウントやクロス・セリングへのシフトを促すセールス割り当てや方針をターゲットとすべきである。」(URL は後述[参考ホームページ]⑨参照)と言う意見もある。DOL ルールについては「DOL フィデューシャリー・ルールの死にもかかわらず、メリルリンチは『フィデューシャリー・ダッシュボード/Fiduciary Dashboard(計器盤)』でフィー・ベース口座のマネージド・アカウント・プラットフォーム『メリルリンチ・ワン/Merrill Lynch One(0.9 兆ドル/同社 2.3 兆ドル中)』のアドバイザーにフィデューシャリーとして最善の利益を守らせようとしている。」(2018 年 7 月 11 日付米インベストメント・ニュース誌～URL は後述[参考ホームページ]⑩参照)とされている。これについては 2017 年 3 月 27 日付 Wealth Management.com を共に読むとわかりやすい。「ブローカーはレップ・アズ・ポートフォリオ・マネジャー/Rep as Portfolio Manager/RPM プログラムから離れるのか?/Are Brokerages Moving Away From Rep as PM models?」と言う見出しで次の通り出ていた。一部を引用、抄訳する(下線は筆者で原文は後述[参考ホームページ]⑪参照)。

「ラップ口座もしくは SMA、レップ・アズ・アドバイザー/RA 等のアドバイザーはブローカー本部及びブローカー本部の選ぶ第三者(複数の運用会社等)のリスク(株式投資比率)に応じた複数のストラテジーとモデル・ポートフォリオを提供しているが、これは 2008 年の金融危機で幻滅する事となる。 その中、レップ・アズ・ポートフォリオ・マネジャー/Rep as Portfolio Manager/RPM は債券や現金ポジションへのシフトにも大きな柔軟性を持ち、2008 年の金融危機で人気を集めた。だが、RPM は DOL ルールでリスクが精査される事となる。



ブローカー本部は、担当アドバイザーに顧客のポートフォリオを管理させている事に伴うリスクを認識し始めている。そこで、RPM で、より研修を増やし、承認制度を設け、さらに、アドバイザーにもブローカー本部のモデル・ポートフォリオ(ホーム・オフィス・モデル/home office models)にも向かわせ、加えてアドバイザーとしての行動を評価し、DOL ルール・リスク低減を目指した。

アドバイザーのブローカー・ネットワークである National Planning Holdings の Tim Munsie 氏は『RPM ビジネスのリスクは高まっている。我々はそのリスクを小さくするツールにかなり投資している。 フィデューシャリー重視の環境下、RPM として振る舞うのであれば、RPM もウォール街のポートフォリオ・マネジャーと同じ基準を持つ必要がある。ビジネスは大きく変わってきている。アドバイザーはより基準を持つ方向に変わり続ける。』と言っている。

Envestnet 社のプラットフォームに入る新規資金で見ると、RPM が堅調だが、2016 年のある時点で、SMA と UMA に向かっている。RPM のパフォーマンスが多くの場合でベンチマークに及ばない事もある。RPM はよりボラティルで不安定であり、2017 年 1 月 31 日までの 3 年間標準偏差で RPM は 3.2% で SMA・UMA は 1.6% だった。Symmetry Partners の Sweeny 氏は『ブローカーとアドバイザーはアンダーパフォーマンスで DOL ルールに巻き込まれる。アドバイザーが顧客の最善の利益でない事がわかれば顧客は集団訴訟をする事が出来る。』と言う。

セラーリ・アソシエイツ/Cerulli Associates のセラーリ・レポート『米国のマネージド・アカウント 2015/U.S. Managed Accounts 2015』によると、RPM をしている ブローカー本部のコンプライアンスが最も関心のあるのは、一任でフィーの自社アドバイザーがフィデューシャリーを理解しているかどうかと、継続的なアンダーパフォーマンスである。

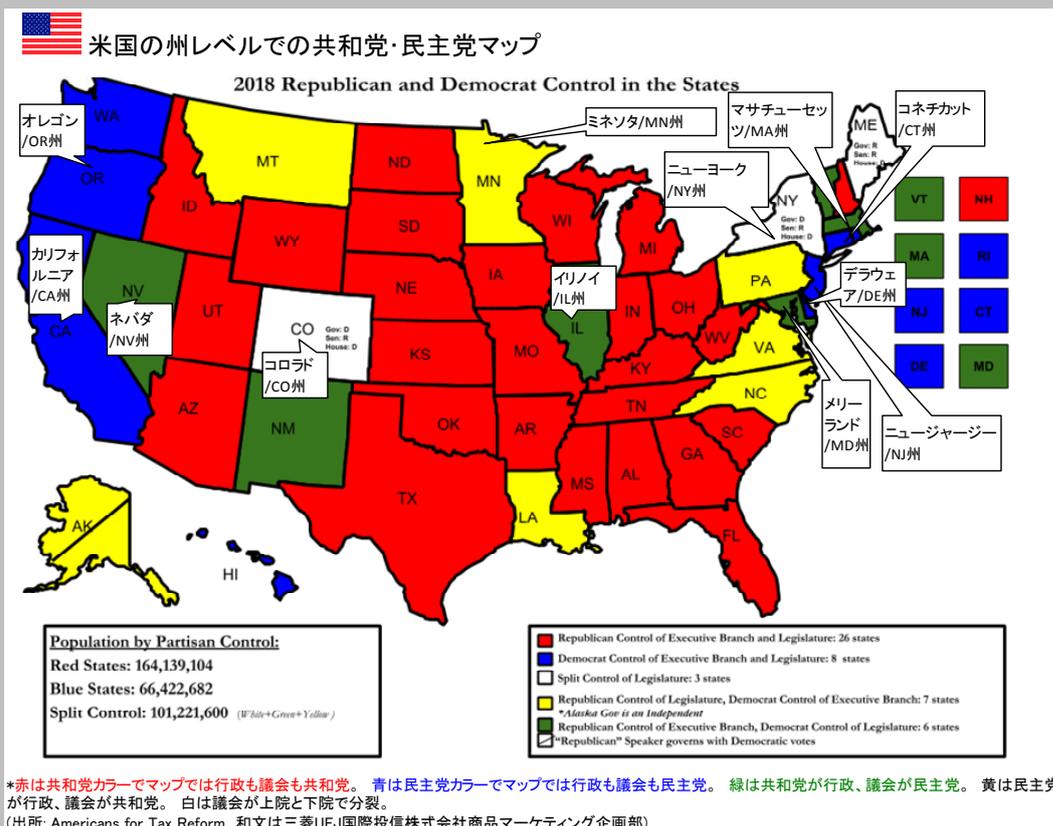
多くのブローカー本部は RPM をする前に一定以上の経験年数と預り残高、社内外の研修と資格を使ってそれに努めている。また、RPM のパフォーマンスを分析するツールも提供している。大手では自身のデューデリジェンス・アナリストと投資委員会を抱え RPM を続けるが、中にはポートフォリオのコアとして、第三者ストラテジスト/third party strategist を使う場合も出ている。』。

SEC ルール vs DOL ルール戦争で、ラップ口座や SMA などマネージドアカウントも他人事ではない。また、ここに来て激化する米国でのフィデューシャリー・デューティ/FD を巡る戦い、DOL ルール復活の動きは、DOL ルールを「国民の安定的な資産形成とフィデューシャリー・デューティ」で参考とする海外事例の筆頭に挙げた日本の金融庁にとっても重要な事と思われる。2018 年 7 月 9 日付ファンド情報によろやく日本の PwC あらた監査法人が「日本では FD(フィデューシャリー・デューティ)に関連する取り組みとして、17 年 3 月 30 日に金融庁から『顧客本位の業務運営に関する原則』が公表されているが、当該原則の策定過程において米国のルールが参考にされたものと推測される。今回の SEC ルール案も、今後の日本の FD に関する議論の方向性に影響を与える可能性があると思われる。』と言っている(後述[参考ホームページ]⑩参照)。フィデューシャリー・デューティに関係する日本の金融証券関係者は、この SEC ルールと DOL ルールをしっかりと理解してほしい。

※1: 米ニュージャージー/NJ州フィデューシャリー・ルール案…



2018年9月17日に米ニュージャージー/NJ州のマーフィー知事(民主党)がニュージャージー州のブローカー/証券会社(472社)を含む全ての投資専門家に対しフィデューシャリー・デューティー/fiduciary duty(以下、FD)をかけるフィデューシャリー・ルール/fiduciary rule案を2018年10月15日に公表、60日のパブコメを受け付けると発表した(2018年9月18日付 nj.com「Murphy says this move will fight Trump, protect N.J. investors | NJ.com」～ https://www.nj.com/politics/index.ssf/2018/09/murphy_says_this_move_will_fight_trump_protect_nj.html)。



ニュージャージー州知事は立法化よりも迅速な規制の策定を進めると言う。ニュージャージー州はDOLルール無効後に、ブローカーに対しFDをかける行動を取った最初の州である。

2017年、フィデューシャリー・ルールを立法化したネバダ/NV州やコネチカット/CT州が追随する可能性がある。その他、ニュージャージー州同様、フィデューシャリー・ルールが既に提案されているメリーランド/MD州、イリノイ/IL州、ニューヨーク/NY州が追随する可能性もある(2018年9月26日付 InvestmentNews「New Jersey fiduciary rule could be first of many among states post-DOL」～ <http://www.investmentnews.com/article/20180926/FIDR/18092913/new-jersey-fiduciary-rule-could-be-first-of-many-among-states>)。これまでSECルールがどうなるかを様子見してきた。

以上6州は全て、大統領選で2012年にオバマ氏(民主党)、2016年にクリントン氏(民主党)を選んだ民主党寄りの州である(*その他、民主党でDOLルール堅持に固執するガルビン/William Galvin州務長官のいるマサチューセッツ/MA州、カリフォルニア/CA州、オレゴン/OR州、コロラド/CO州、デラウェア/DE州、ミネソタ/MN州なども民主党寄りの州である)。

ただ、フィデューシャリー・ルールの実施はSECルールが州レベルで提案される可能性があり、ペンディング中となっている。

- ⑩2018年7月11日付米インベストメント・ニュース誌「Merrill Lynch launches fiduciary dashboard for advisers」…「<http://www.investmentnews.com/article/20180711/FREE/180719976/merrill-lynch-launches-fiduciary-dashboard-for-advisers>」。
- ⑪2017年3月27日付 Wealth Management.com「ブローカーはレップ・アズ・ポートフォリオ・マネジャー/Rep as Portfolio Manager/RPM プログラムから離れるのか?/Are Brokerages Moving Away From Rep as PM models?」…「<https://www.wealthmanagement.com/industry/are-brokerages-moving-away-rep-pm-models>」。
- ⑫2018年7月9日付ファンド情報「米FDルール案 米SEC、顧客の最善の利益求める PwC あらた監査法人の辻田大パートナー」…「<https://www.r-i.co.jp/pension/products/fund/backNumber.html?year=2018>」。
- 三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「<https://www.am-mufg.jp/market/report/investigate.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。